

はじめに

「一人ひとりの人権が尊重され、だれもが自分らしく安心して暮らすことができる人にやさしいまちづくり」

これをスローガンに、高槻市人権まちづくり協会では市民の自主的な活動を基に、高槻市におけるあらゆる人権課題解決のための啓発活動などを行うとともに、市の人権施策と協働し、差別のないすべての人の人権が尊重される心豊かな社会の実現に資するように事業を進めてまいりました。人権課題は行政が主体となって行うべき重要施策ですが、同時に、市民の理解と協力が必要不可欠です。

そこで当協会は人権課題の橋渡し役として、市民や民間組織と行政を結ぶべく創設され、その役割は、社会構造、情勢の変化とともに、ますます重要なものとなっています。新たな時代を迎てもなお、世界の各地で戦争や紛争が絶えず人権侵害が繰り返されている中、健康、SDGs、多文化共生など、市民の住環境に身近な人権問題をはじめ、近年の想定を超える災害の頻発に、住民主体の防災対策など、喫緊の問題解決が求められています。さらにインターネットの普及による情報社会の中で、他人への誹謗中傷や侮蔑、プライバシーの侵害、SNSいじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）など、人権侵害を助長するような投稿が溢れており、従来よりもさらに多様な啓発活動が必要となっています。

現下、新型コロナウイルスの感染状況も終息の目途が立たず、まだ慎重にならざるを得ないところもありますが、改めて安心・安全なまちづくりの観点から、多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会の実現にむけて事業の実施を図ってまいります。

具体的には、新型コロナウイルスに関連した差別や人権侵害問題の防止啓発活動をはじめ、令和4年4月に施行された「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を受けた取り組みをこれからも展開してまいります。

さらに、当協会活動の原点である、中学校区地区単位会の「人権草の根活動」を一層推進し、人権のまちづくりに努めることが、当協会の果たすべき基本的役割と考えております。

1. 基本方針

- 1) 人権意識の普及・高揚を図るための教育、啓発への推進
- 2) さまざまな課題を有する人々に対する総合的な人権施策への推進
- 3) 協働参画社会・多文化共生社会の実現に向けた事業
- 4) 人権尊重の社会づくりをめざす市民及びボランティア並びに特定非営利活動法人等との連携
- 5) ホームページの充実と情報提供の構築
- 6) 協会の目的を達成するために必要な事業

2. 重点事業

(1) 草の根人権啓発活動

- ① 当協会の目的に賛同し、ともに草の根人権啓発活動を進める会員及び団体会員の拡大にむけ協会の充実を図ります。
- ② 公民館、コミュニティセンター、学校、関係施設など地域の様々な団体・企業と連携した、地域人権啓発事業に努めます。
- ③ 未組織校区（五領・柳川中学校区）の立ち上げにむけ、引き続き働きかけに努めます。

(2) 富田・春日両ふれあい文化センター事業

利用者の安全配慮の観点から、施設の利用にあたり、感染対策を講じながら業務に努めます。

- ①市民にとって使いやすい施設の運営を確保・充実に向けて努めます。
- ②隣保事業につきましては、福祉と人権の向上にむけ、情報発信など地域に密着した啓発の充実と福祉の向上に努めます。
- ③相談業務の充実を図るとともに、各種相談の窓口を広げ地域の課題を集積し人権啓発活動への推進に努めます。

(3) ホームページの充実と情報発信

幅広い情報提供を行うために利用頻度をさらに上げることで、当協会の認知度や広範囲な情報提供に努めます。併せて人権情報誌「あくていぶ」充実に努めます。

(4) 当協会の人材確保

今日的課題である組織の高齢化は当協会も例外ではなく、これを支える人材が強く

求められています。事業の継続と新たな活動の創造のためにも人材の発掘・確保が急務となっており、人権啓発組織の基軸となれる人材確保に努めてまいります。

3. 事業別計画

I. 法人管理事業

誰もが安心・安全に暮らせる福祉と、人権のまちづくりの推進を図るため組織の充実と人権啓発活動に取り組みます。

① 組織の充実

協会会員の拡大強化にむけ、新たに団体・法人会員また、賛助団体・個人会員の拡充をめざします。

② 理事会・社員総会の開催

「協会定款」の規定に基づき、理事会・定時社員総会を開催します。

③ 情報発信

「人づくりまちづくり情報誌 あくていぶ」を年2回発行し、各施設、関係団体に広く配架し、人権情報誌としての周知と紙面の充実を図ります。

また、若年層への情報提供を拡大・拡散やインターネットの普及に伴い、ホームページやSNSを活用し、イベント、講座、講演の発信と協会の認知度をさらに高める方策を進めています。

④ 相談事業

福祉と人権のまちづくりネットワークの構築と相談体制の充実を図ります。

⑤ 調査・研究

研修会の企画・運営や啓発活動の手法・立案について研究を行うとともに、関係施設・団体との交流についても調査・研究に努めます。

⑥ 公益社団法人

公益法人化については、独立した財務の確立を勘案するなど社会情勢を踏まえて、継続的に研究を図ります。

II. 人権啓発事業

学校・PTA・公民館・コミュニティセンター・企業などに人権啓発に関わる情報の提供や啓発などの支援を行います。

① 地域人権啓発

□ 講師派遣

外部講師の派遣並びに、人権啓発指導員や職員を講師として派遣するとともに、中学校区単位会と連携しながら各施設と協働して市民の人権意識の高揚を図ります。また、市内の団体や企業への働きかけを進めます。

□ 啓発コーディネート

市民のニーズに合った講座の開催や様々な人権課題について、講師の派遣をするため、関係者と連携し、講座・イベントの実施に協力します。

□ 教育関係者との連携

学校やPTAとの連携を深めるため、講座・イベントを進めます。

② 人権講演会事業

社会環境の変化と新たな人権課題を知ることで、心豊かな人権意識を養う講演会を開催します。

□ 心の豊かさを求めて

日 時：令和5年6月3日(土) 午後2時～4時

場 所：高槻市立生涯学習センター2階 多目的ホール

テーマ：「インターネットと人権」(仮題)

講 師：佛教大学副学長 原 清治さん

対 象：高槻市内在住、通勤者

*ホームページから動画限定配信（予定）

③ 平和展事業

「戦争の悲惨さ」と「平和の尊さ」など非核平和の精神が多くの市民に定着すること、次代を担う子どもたちに平和の尊さを伝えることを目的に、企画委員会を中心に企画し開催します。

□ 第37回平和展

日 時：令和5年8月3日(木)～4日(金)午前9時～午後5時

会 場：高槻市立生涯学習センター 2階多目的ホール、1階展示ホール
内 容：両日パネル特別展示、平和の木等（予定）
・8月3日(木)映画会
・8月4日(金)市民音楽祭（合唱祭）
対 象：高槻市内在住、通勤者

④人権連続講座

新たな人権課題や生活に密着した課題を提供できる講座として開催します。

□人権連続講座

日 時：令和5年9月29日から毎週金曜日 午後2時～4時
会 場：市民交流センター クロスパル高槻 702会議室
内 容：毎週5回連続セミナー「テーマ調整中」
対 象：高槻市内在住、通勤者

⑤人権週間記念事業

人権週間にあわせて、街頭啓発や人権啓発作品など、本年度も人権への理解や認識をより深めることを目的に、企画委員会を中心に市民協働で開催します。

□人権週間街頭啓発（予定）

市及び各関係団体と共に街頭啓発活動を行います。

日 時：未定
場 所：市内各ターミナル駅5か所

□人権啓発作品と人権パネル展（予定）

人権をテーマとした「作文・標語・絵画」作品を募集し、入選作品と人権パネルを生涯学習センター展示ホールにて展示します。

日 時：令和5年12月8日(金)～9日(土)
午前10時～午後5時
場 所：高槻市立生涯学習センター 展示ホール
作品募集：7月～10月
対 象 者：高槻市内在住、通勤者（小・中・高・大学生、一般）

□人権を考える市民のつどい

人権啓発作品入選者の表彰と人権週間記念講演会を開催します。

日 時：令和5年12月9日(土) 午後2時～
会 場：高槻市立生涯学習センター 多目的ホール
内 容：人権啓発作品入選者表彰式・人権週間記念講演会
対 象：高槻市内在住、通勤者

⑥ 地域活性化事業

市内16中学校15中学校区地区を単位として設立された、中学校区地区単位会が行う草の根人権啓発活動と会員拡大にむけ、協働で取り組んでいきます。
また、未組織の中学校区地区単位会の設立に向け働きかけに努めます。

□ふれあいアップ講座

日 時：通年
会 場：公民館、コミュニティセンター、ふれあい文化センター等
内 容：人権啓発につながる講座 他
対 象：高槻市内在住、通勤者

□ミニ平和展（各単位会の取組み）等

地域の拠点施設や各種団体などと連携して、平和に関するパネルや人権啓発パネルの展示をします。（平和展開催時のパネルの巡回展示等）

□人権啓発入選作品市内巡回展示

公民館、コミュニティセンター、ふれあい文化センターにおいて人権啓発入選作品を巡回展示し、地域における人権意識の高揚を図ります。

□人権合同バス研修

三校区の中学校区地区単位会が合同して、会員向けに人権研修を目的に先進地視察と各単位会会員の交流に努めます。

⑦ 人権リーダー育成事業

草の根人権啓発活動の中心的な役割を担う人材の育成・養成に努めます。

□先進地研修（予定）

当協会の基幹を担う社員を対象に、先進地への研修を行います。

日 時：令和5年4月25日(火)

場 所：「ウトロ平和祈念館」（京都府宇治市）

□非核平和研修

日 時：調整中

場 所：広島平和記念公園または、長崎平和公園

内 容：非核平和研修

対 象：社員並びに会員

・平和展会場で市民の方が折った千羽鶴を被爆地である広島平和記念公園または、長崎平和公園に奉納（各校区単位会や幼稚園施設等からも寄贈）し、「戦争の悲惨さ」と「平和の尊さ」を研修します。

□その他研修会への参加

各種の人権研修の場に参加し、あらたな課題と啓発にむけての醸成に努めます。

III. 人権地域啓発交流事業

市民交流を目的に、関係施設、障がい者支援施設、福祉団体・市民団体と協力し広域的な交流事業として開催します。

① ヒューマンライツフェスタ（東会場—春日）

② フェスタ・ヒューマンライツ（西会場—富田）

日 時：令和5年8月、12月

会 場：春日・富田ふれあい文化センター周辺

内 容：広域的交流事業（交流イベント、講座、展示、バザー、舞台発表、パフォーマンス、ミュージックフェスティバル等）

対 象：高槻市内在住、通勤者

IV. 人権教育事業

教育や子育てに関する基本的な知識を学ぶ場として、人権感覚の育成することを目的に実施します。

① 人権教育講座

子育てや社会の現状をテーマに、豊かな人権感覚の育成につながる講座を開催します。

② 映画会

映画会を通して、豊かな心を養い育む催しを行います。

V. 富田・春日ふれあい文化センター一部業務受託事業

令和5年度も福祉と人権の向上と、住民の拠点となる開かれたセンターとして、国、及び高槻市の方針のもと地域の団体と連携をしながら総合的な事業の実施に努めます。

また、施設利用者の人権研修をはじめ市民が快適に利用できる施設のあり方について調査・研究に努めます。

近年、地域住民の住環境を脅かす諸問題に対し、講座や研修、啓発冊子の配布等、市民一人ひとりが認識し、人権の大切さに気づく啓発や情報の発信に努めていきます。

①人権啓発事業

□人権講演会

市民を対象に新たな講演会の企画の提案や、多様な人権課題について理解を深めるため、関係施設や地域の諸団体との連携により開催します。

□出前人権講座

センター周辺の公民館、コミュニティセンターに出向き講座を行い、周辺地域の人権啓発に努めます。

②ふれあい・交流事業

センターを拠点として、校区地区単位会との連携や交流の場を図ることはもとより、地域の施設、諸団体との交流に努めます。

③情報発信（棧・センター通信）

社会状況の変化に伴い、福祉と人権の課題も変容しており、新たな福祉と人権の課題に関する情報を発信します。

センター内のパネル展示についても、年間計画に基づいたパネル展示を行います。また、危機管理に伴う災害情報を自主防災組織と連携し、情報発信に努め意識の高揚を図ります。

④ 総合相談

市及び関係機関と連携し、両ふれあい文化センターの職員とともに住民の生活・福祉の向上や自立支援に関する総合生活相談、人権相談を行います。

VI.自主事業

- ① 人権や平和、障がい者、ヘイトスピーチ、部落問題等などを取り組んでいる団体とネットワークを構築するため、各種団体との連携を図ります。
- ② 府内市町村の人権啓発団体で構成する「愛ネット大阪」や「財団法人大阪府人権協会」と連携しながら、情報の収集、人権啓発の研究・研修に努めます。